

適切な意思決定支援に関する指針

- ① 当院医師から予測される病状の変化について適切な情報の提供と説明を行い、現状、考えうる適切な医療行為の選択肢を患児と家族に提示します。
- ② それらの情報に基づいて医療的ケアを受ける患児と家族が、当院医師、看護師をはじめ訪問看護師、訪問薬局、ヘルパー等の多専門職種による医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、患児と家族による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療、およびケアを進めます。
- ③ 患児と家族により決定された意思は、常に変化しうるものであること踏まえ、患児と家族が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を行います。そのため話し合いは繰り返し行います。
- ④ 人生の最終段階における医療・ケアについて、開始・不開始、内容の変更、行為の中止等は、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
- ⑤ 可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患児本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。
- ⑥ 患児本人の意思の確認ができない場合、以下の手順によって最善の方針を決定します。
 - (1) 家族等が患児本人の意志を推定できる場合は、その推定意志を尊重します。
 - (2) 家族等が患児本人の意志を推定できない場合は、本人に代わる者として家族等と十分に話し合います。
 - (3) 家族等がいない場合および家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、医療・ケアチームの中で十分に話し合います。
- ⑦ 家族等の中で意見がまとまらない場合、もしくは医療・ケアチームの中で妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合、患児または家族等の同意を得て、可能な限り医師会の臨床倫理委員会等外部専門家にて検討の上、方針等についての助言を得ます。

2022年10月4日

なないろこどもクリニック院長